

## 非常勤職員(確定申告受付など事務補助)を募集します

職種	勤務日	勤務時間	採用人数	賃金・報酬
非常勤職員 (確定申告受付等事務補助)	月～金曜日 (1月、2月、3月で月15日程度)	午前8時30分～午後5時15分	2人	日給：5,520円

**■勤務内容**  
主な業務は平成26年2月中旬～3月中旬の平日に実施する確定申告(住民税申告)のための準備や会場受付、書類整理などの事務補助です。  
確定申告は、菊陽町役場や武蔵ヶ丘コミュニティセンター、三里木町民センター、東部町民センターで行います。

**■応募方法**  
履歴書(写真付き)を、12月20日までの平日の午前9時～午後5時の間に、税務課住民税係までご持参ください。ご持参の際は併せて面接を行いますので、事前に連絡後、お越しください。  
**■申し込み・問い合わせ**  
税務課 住民税係 ☎(232)4911

## 平成26年度 大菊土地改良区職員(土木)を募集します

職種	勤務先	採用人数	受験資格
土木	大菊土地改良区	1人	次の全てを満たす人 ①昭和49年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 ②2級土木施工管理技士以上若しくは農業農村地理情報システム技士の資格を有する人

**■試験日** 1次試験 平成26年1月26日(日)  
**■試験会場** 大菊土地改良区(大津町)  
**■受付期間** 12月2日(月)～12月20日(金)(土日除く)  
午前8時30分～午後5時15分  
※受験申込用紙・試験要領は、大菊土地改良区総務課にあります。  
郵便で請求する場合は、封筒の表に「大菊土地改良区職員採用試

験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(A4サイズが入るもの)を同封し請求してください。詳しくは、試験要領をご覧ください。  
**■申し込み・問い合わせ**  
〒869-1221 大津町大字陣内1782番地2  
大菊土地改良区 ☎(293)6851

## 九州電力から今冬の節電のお願い



今冬も電力需給がより厳しい状況になる恐れがあります。皆さんには大変なご不便とご迷惑をお掛けしますが、節電へのご協力をお願いします。  
**■節電にご協力いただきたい期間・時間帯**  
12月2日(月)～平成26年3月31日(月)の平日(年末年始12月30日(月)～1月3日(金)は除く)  
午前8時～午後9時  
**■問い合わせ**  
九州電力株式会社 大津営業所  
☎0120(986)602

### 家庭での節電の取り組み事例

- ・重ね着などして室温を20℃に設定
- ・不要な照明はできるだけ消す
- ・テレビの画面の輝度を下げる
- ・冷蔵庫の設定を「弱」に変える
- ・便座保温・温水の温度設定を下げる など



## 介護保険事業計画見直しに伴う実態調査にご協力ください

介護保険事業計画では、円滑な保険給付ができるよう法律で3年ごとに策定するよう義務付けられています。町では、第6期介護保険事業計画(平成27年度～平成29年度)に必要な基礎資料を得るため、菊陽町、大津町、合志市、菊池市の2市2町合同でアンケート調査を行います。今後の町の高齢者保健福祉事業や介護保険事業、介護保険料の基礎となります。調査票が届いたら、ご協力をお願いします。

- 調査票発送日** 12月13日(金)  
**■調査方法** 町が対象者へ調査票を郵送しますので、記入後返信用封筒で返送してください。  
**■対象者**  
**①要介護認定者調査(要支援1～要介護2)**  
平成25年9月に居宅介護サービスを利用している人(全員)  
**②サービス未利用者調査(要支援1～要介護2)**  
介護保険の認定を受けていて、平成25年9月に居宅介護サービスを利用していない人(全員)  
**③一般高齢者調査**  
65歳以上で介護保険の認定を受けていない人(無作為抽出)  
**④若年者調査** 40歳～64歳の人(無作為抽出)  
**■問い合わせ** 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508



男女共同参画  
まねあひ  
ともいっしょ  
幸せのみち



菊陽町男女共同参画  
社会推進懇話会委員  
荒木 貞子さん

私の若い頃は、夫は仕事で大変忙しく、私は家の事は心配ないように頑張りました。夫に宴会のある日は、今のように代行運転などもなく、朝から職場に送って行き、宴会の終わるころよく迎えに行ったものでした。子育てに関しては、周りのほとんどの人が親と同居で、特に母には守りがてら隣近所に連れて行っても良かったり、しつけのアドバイスをしてもらったりと、ずいぶんとお世話になりました。しかし、現在は私たちの子育ての時代と違って、核家族世帯がとて多いように思います。若い人たちには、子育ての心配や悩みなど、気軽に相談できる親が身近にいないで大変な苦労があるかと思えます。一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを生むかを表す、合計特殊出生率が1・39人と非常に

少ないのは、そこにも原因があるのかもしれない。職場や学校では、ずいぶん男女共同参画が浸透してきているように思いますが、個々の家庭ではどうでしょうか。私は、仕事と同様に家事をしたり、子育てをしたりする「家庭を守る」とも社会にもっと評価されるべき重要な役割だと考えます。社会全体がそうした認識を踏まえた上で男性、女性の区別なく、自分らしく個性を発揮でき、共に家庭や地域に関われる社会にしていく必要があります。私も11月に18年間携わった民生委員・児童委員を退任しましたが、これからも優しさと笑顔を忘れず、男女共同参画社会の地域づくりのお役に立てたらと思っています。

## 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付します

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。  
この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。  
このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の時は必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。  
また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した人は、翌年の2月上旬に送付されます。  
家族の国民年金保険料を納付した場合も本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書を添付し申告してください。  
「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

- 問い合わせ**  
日本年金機構  
**①控除証明書専用ダイヤル**  
(平成25年11月1日～平成26年3月14日)  
☎0570(070)117(ナビダイヤル)  
※一般の固定電話からかける場合は、市内通話料金で利用できます。一般の固定電話以外の携帯電話などからかける場合は通常の通話料金が掛かります。  
**②050または070から始まる電話でかける場合**  
☎03(6700)1130 ※通常の通話料金が掛かります。



▲社会保険料(国民年金保険料)控除証明書